## 【特別免許状「検定」の提出書類について】

	提出物	留意事項
1	教育職員免許状検定願	・手数料として、和歌山県収入証紙5,000円分を所定の位置に貼付してくだ
	(別記第7号様式)	さい。
	【出願者作成】	・収入証紙の枚数が多い場合は、裏面に貼付するなど、収入証紙が重ならないよ
	In W. L. z. #I. Ol ) = BB. L. z. =	うにしてください。
2	担当する教科に関する専	(1)学校教育法第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における教科に関
	門的な知識又は技能を有	する授業に携わった経験(最低1学期間以上にわたるものに限る。) ① 平成3年文部省告示第91号又は第120号により指定又は認定された在外
	することを証明する書類	教育施設
	(任意様式)	② 日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に
		対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制
	左記(1)~(3)のいずれかに	度において位置づけられたもの
	  より書類を提出してくだ	③ 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団
	さい(複数可)	体の認定を受けたもの
		<b>イ</b> :アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウ
	【出願者作成】	ェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ
		(略称WASC)
		ロ:アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエ ーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル(略称
		ACSI)
		<b>ハ:</b> アメリカ合衆国ジョージア州に主たる事務所が所在する団体であるコグニ
		7
		<b>ニ:</b> アメリカ合衆国マサチューセッツ州に主たる事務所が所在する団体である
		ニュー・イングランド・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・
		カレッジズ(略称NEASC)
		ホ:オランダ王国南ホラント州に主たる事務所が所在する団体であるカウンセ
		ル・オブ・インターナショナル・スクールズ (略称CIS)
		へ:スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法
		典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局(略称IBO)
		・上記の経験について、当該学校等に係る在職期間、職名、業務内容、勤務の
		状況等を詳細に記載し、当該学校長等の証明を受けたものを提出してくださ
		٧٧°
		(2)営利企業やその他の法人(社団法人、財団法人、NPO法人等)、外国に
		ある教育施設等における教科に関する専門分野に関する勤務経験等 (3年
		以上のものに限る。)
		・上記の経験について、当該企業等に係る在職期間、職名、業務内容、勤務の
		状況等を詳細に記載し、企業等の代表者の証明を受けたものを提出してくだ
		さい。

3	誓約書 (別記第 5 号様式)	(3)公的資格、各種協議会及び展覧会等における受賞歴、出願者の著作物及び作品等並びに上記(1)(2)以外の実務経験その他取得しようとする特別免許状の教科に関する事項。 ・上記を証明する書類として、次の①~④に掲げるものを提出 ① 有する公的資格に係る免許証等の写し ② 各種競技会及び展覧会等の内容が確認できる資料、各種競技会及び展覧会等に参加し、受賞したことが確認できる資料 ③ 出願者の著作物、論文等の紙面掲載資料等 ④ その他教科に関する事項について提出を希望する資料等 ・署名欄は本人の直筆でご記入ください。
	【出願者作成】	
4	履歴書(別記第 6 号様式) 【出願者作成】	・学校教育法第1条に定める高等学校を卒業していない者については、高等学校 卒業と同等以上の資格があることを確認する必要があるため、「学歴欄」は小学 校入学から記入してください。
5	人物に関する証明書 (別記第三の一号様式)	・証明書の作成者については、教職員課までお問い合わせください。
6	身体に関する証明書 (別記第三の三号様式)	・証明書の作成者については、教職員課までお問い合わせください。
7	基礎資格に関する証明書 (卒業証明書及び成績証 明書)	・最終学歴(大学又は高等学校(学校教育法第1条に定める学校に限る))の卒業 証明書及び成績証明書。 ・卒業した学校が外国の学校である場合は、当該学校の卒業証明書及び成績証明 書原本のほかに当該書類を和訳した資料を提出してください。
8	推薦書(任意様式)	<ul> <li>作成者については、教職員課までお問い合わせください。</li> <li>・出願者を任命又は雇用することが学校教育の効果的な実施に必要であると認められる理由として、次の①から④までに掲げる事項を含んでください。</li> <li>① 出願者を任命又は雇用しようとする期間</li> <li>② 出願者を配置することにより実現しようとする教育内容</li> <li>③ 出願者に対して特別免許状を授与する必要性</li> <li>④ 出願者を任命又は雇用した後に勤務校において行う研修の実施計画及び出願者が担当する教科に関する学習指導要領等の共通理解のための体制の状況</li> </ul>
9	手数料 5,000 円 (和歌山県収入証紙)	※収入印紙と間違えないようにご注意ください。 購入先については、「和歌山県収入証紙の購入先について」をご確認ください。
10	戸籍抄本 (該当者のみ)	・上記提出書類に現在の氏名若しくは本籍地と異なる記載がある場合に提出してください。

※各提出書類は、外国の学校等が発行する証明書を除き、すべて日本語で作成してください。